○内閣府告示第百十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第五十二号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年八月八日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日　　内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道八雲町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　八雲町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第五十五号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年八月八日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日　　内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道えりも町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　えりも町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第七十三号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年八月八日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日　　内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道幕別町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　幕別町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百二十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第五十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年八月八日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日　　内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道弟子屈町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　弟子屈町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百二十一号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第五十九号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年八月八日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日　　内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道羅臼町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　羅臼町アイヌ施策推進地域計画

○公正取引委員会・消費者庁告示第十号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、スポーツ用品の表示に関する公正競争規約（昭和六十二年公正取引委員会告示第十二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

スポーツ用品公正取引協議会（会長　佐々木恭一）の申請に係るスポーツ用品の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年八月八日付けで認定した。

一　規約に係る事業の種類

スポーツ用品の製造業、販売業等

二　規約の内容

別記のとおり変更する。

三　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、スポーツ用品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、スポーツ用品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（表示の基本） **第２条**　前条の目的を達成するため、事業者は、スポーツ用品が、使用者の技能、使用条件等に応じて、個々に異なることに鑑み、一般消費者が正しい商品知識を得られるよう的確な情報を提供するとともに、この規約の対象となっていないスポーツ用品についても、この規約の趣旨を尊重し、表示の適正化に努めるものとする。	（表示の基本） **第２条**　前条の目的を達成するため、事業者は、スポーツ用品が、使用者の技能、使用条件等に応じて、個々に異なることに鑑み、一般消費者が正しい商品知識を得られるよう的確な情報を提供するとともに、この規約の対象となっていないスポーツ用品についても、この規約の趣旨を尊重し、表示の適正化に努めるものとする。
（定義） **第３条**　この規約において「スポーツ用品」とは、スポーツの用に供される機械器具、用具、服装、靴その他のスポーツ関連用品	（定義） **第３条**　この規約において「スポーツ用品」とは、スポーツの用に供される機械器具、用具、服装、靴その他のスポーツ関連用品